

# 十月政変の演出者井上毅

森川潤

## はじめに

明治十四年三月、参議大隈重信が国会開設意見書を左大臣有栖川熾仁に提出する。意見書は、国会開設の時期については、本年中に憲法を制定し、本年末か来年はじめには公布し、来年末には国会を召集し、明治十六年はじめには国会を開設するようもとめる。立憲政治の概要については、議院のなかで過半数を占める政党的党首が内閣を組閣し、立法部を支配するだけでなく、行政の実権を掌握するという、イギリスの議院内閣制を採用するようもとめる。

右大臣岩倉具視は、五月下旬から六月上旬にかけて、ようやく大隈の意見書を提示される。岩倉は、六月上旬には井上に意見書をしめし、意見をもとめる。井上は、明確にイギリスの議院内閣制を否定し、「獨乙國ノ如キ」立憲君主制へ漸進的に移行するよう上申する。内務卿伊藤博文も、六月下旬に三条から大隈の意見書を借覧し、ようやく大隈の建議の内容を知る。井上は、七月になると、大隈の「意外の急進論」に激怒する伊藤にみずから憲法起草にあたるよう進言する。さらに、伊藤に緊迫した状況認識をしめし、「英國風ノ無名有實ノ民主政」を採用するか、「普魯西風ノ君主政」を維持するか決断をせまる。

井上は、前年三月に愛国社第四回大会がひらかれ、全国有志が多数参加し、国会期成同盟を発足させたさい、参議

の井上馨に「國憲設立、國會開設之一問題」についてはプロイセンをモデルとすべきであると進言している。十一月にひらかれた国会期成同盟大会は、各地で憲法案を作成し、一年後にもちよることを決議する。實際、明治十四年にになると、イギリスやフランスの民権主義の憲法に影響をうけたさまざまな私擬憲法があいついで起草・発表され、「英國風ノ憲法論」が「深ク人心ニ固結スル」危機がせまる。

十月政変にむけて舞台裏で着々と準備をすすめる井上は、「朋黨心に富み、猜忌心に強く、權力者の下に敵と鬭ふを好み」、「表面に出でず、外間に知られず、陰密に畫策して到らざる無し」と評される。<sup>(1)</sup> 十月政変は、政府内部の民権派を駆逐し、ドイツをモデルとした立憲君主国家の実現をめざすクーデターである。明治六年にベルリンを訪問して以来、「普魯西風ノ憲法」を研究し、その導入を画策してきた井上にとつて、ようやく千載一遇の機会がおとずれる。本稿は、「普魯西風ノ君主政」を信奉する井上が、十月の政変にむけて、どのような方策をねつっていたかあきらかにすることを課題とする。

### 一大隈重信との対決

明治十二年十二月以降、元老院議長有栖川宮熾仁のもとめにおうじて、山県有朋（明治一二年一二月）、黒田清隆（明治一三年二月）、山田顯義（同年六月）、井上馨（同年七月）といつた諸参議が立憲政体に関する意見書を提出する。明治十三年四月以降、琉球分割交渉のために差遣された清国に滞在する井上毅は、伊藤博文の要請により意見書を起草し、同年十一月十九日に送付する。その十一月はじめには清国政府との交渉が暗礁にのりあげ、草案は井上にとつて「再三再四改案」する必要がある「極而不十分之物」であつた。<sup>(2)</sup>

草案を熟読した伊藤は、「元老院検査官之二議ニ總論ヲ付シ、其論文中ニ憲法ヲ起草シ、民撰議院ヲ開設スルノ時期、

其方法等ヲ定ムルハ、一二聖裁ニ在ルト云「ヲ勅書ヲ以テ公示シ、人民ヲシテ其方嚮歸着スル所ヲ知ラシメ度ト申意ヲ加ヘ度」と返答する。<sup>(3)</sup> 「検査官」とは、会計検査院の顧問を兼務する大蔵省のお雇いドイツ人マイエットが考案したものであり、「國會ヲ置クノ代リニ府縣會員ヨリ公撰検査員ヲ置キ是レヲ以テ人民願望ノ熱心ヲ慰スベシ」という慰撫策の発想である。

井上は、もともと「歐洲ノ所謂憲法トハ民選議院ト必ス相因テ成立スルモノナリ」<sup>(5)</sup> と考えていた。しかし、豪農商層が明治十一年の地方三新法によつて設置された府県会を拠点として政治勢力を拡大し、不平士族と連携して民権運動を推進するなかで、民選議院の設置に慎重にならざるをえない。伊藤から「公撰検査員」という妥協案を提示されると、「マイエット氏説」に反駁したうえで、「愚衷九思ノ餘不安」をおぼえながら、「今次ノ改正ハ元老院ノ更張ニ止メ府縣會公撰検査員ハ更ニ後日ヲ待タン」「如何」と、「公撰検査員」の導入をみあわせるよう具申する。それは、「一度與ヘタル後ハ不可奪モノ」<sup>(6)</sup>、すなわち一度導入すれば、廃止しようとするとさいには紛糾の火種になりかねないからである。

伊藤は、清国に滞在する井上と連絡をとりながら立憲政体に関する意見書を净書し、十二月十四日、「立憲政体建議」<sup>(7)</sup>を提出する。意見書は、井上の草案を下敷きにしたものであり、井上の独特の文体と修辞法がみられる。意見書は、「時事俄カニ危機ニ逼ル」原因をふたつあげたうえで、三つの対応策を提示する。原因の第一は、士族処分による不平士族の動静である。「藩國ノ士族從テ祿ヲ失ナヒ產ヲ削ラル、者全國ヲ舉テ幾十萬、是皆新政ヲ悅ハスシテ、動モスレハ舊慣ヲ慕ヒ、不平ヲ鳴シ、不祥ヲ訴フルノ情アルコトヲ免レス。其極一變シテ急激ノ論ヲ唱ヘ、政府ニ抵抗シ世變ヲ激成シ、以テ自快クスルニ至テ而シテ後ニ已マントス」という情況にある。第二の原因として、自由主義思想の蔓延をあげる。

(前略) 歐洲變革ノ說一タヒ佛朗西ニ行ハレシヨリ漸次各國ニ浸淫シ、相扶ケ相擁シ積テ大勢ヲ成シ、凡ソ有政ノ國早晚其變ヲ被ラサルモノアルコトナシ。其舊ヲ變シ新ニ就クニ當テ激シテ亂ニ至ルモノ有リ。亂今ニ至テ輾轉シテ未タ止マサルモノアリ。之ヲ要スルニ皆專裁ノ風ヲ棄テ、人民ト政治ノ權ヲ分ツコトヲ免レス。今歐洲ノ文物駿々トシテ我國ニ入ル。而シテ政體ノ新說亦士族ノ間ニ行ハレ、數年ノ間都鄙ニ蔓延シ、遽ニ防遏スヘカラス (後略)

建議は、「之ヲ制スルモ激ニ至ラス、之ヲ縱ツモ慢ニ至ラス、進歩序ヲ逐ヒ、緩急宜キニ當リ」という漸進主義の見地から、「元老院ヲ更張シ元老議官ヲ華士族ニ選フヲ請フ事」、「公選検査官ヲ設クルヲ請フ事」、「聖裁ヨリ斷シ天下ノ方向ヲ定ムルヲ請フ事」の三策をあげる。第一策は、「國事ヲ擔當シテ又明ニ率先タルニ堪フルモノ」である士族を華族の下に列し、「元老議官ハ專ラ華士族ノ中ニ公選シ」、「永遠王室ノ輔翼タラシムル」という元老院の更張策である。同時に、自由民権運動の主体である士族の懷柔策もある。第二策は、「立憲ノ初步」として「府縣會議員」のなかから「検査院員外官」を公選し、「官選検査官」とともに「會計検査」にあたらせるというものである。「検査院員外官」には、「用務ノ大政ニ干渉スル」権限はみとめられない。

翌十四年三月、參議大隈重信が再三の要請におうじて、国会開設意見書<sup>(8)</sup>を左大臣有栖川に提出する。意見書は、太政官大書記官矢野文雄（龍溪）が執筆したものである。慶應義塾出身の矢野は、明治十一年一月、福沢諭吉の紹介により大蔵省少書記官に登用され、以後、大隈のもとで大隈財政を推進する。矢野は、當時、イギリス法を研究し、議院制度調査の第一人者を自任し、交詢社の中心メンバーとしても私擬憲法を起草する。

意見書は、「國事院開立ノ年月」の公布と採用すべき立憲政治の概要の二点に集約できる。国会開設の時期については、「議院開立ノ布告ハ太々速カナラン事ヲ要ス」として、「本年ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ、十五年首若クハ本年末

ニ於テ之ヲ公布シ、十五年末ニ議院ヲ招集シ、十六年首ヲ以テ始メテ開立ノ期ト定メラレン事ヲ冀望ス」とする。立憲政治の概要については、以下のように述べ、議院のなかで過半数を占める政党の党首が内閣を組閣し、立法部を支配するだけでなく、行政の実権を掌握するという、イギリスの議院内閣制を採用するようもとめる。

立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ゾ國議院是也抑モ國議員ハ國人ノ推撰スル者ニシテ其ノ思想ヲ表示スル所輿望ノ歸スル人ト謂フ過半數ヲ形ル政黨首領是也抑モ國議員ハ國人ノ推撰スル者ニシテ其ノ思想ヲ表示スル所ナルガ故ニ其推撰ヲ被リタル議員ノ望ハ則チ國民ノ望ナリ國民過半數ノ保持崇敬スル政黨ニシテ其領袖ト仰慕スルノ人物ハ是豈輿望ノ歸スル所ニアラズヤ然ラバ則チ立憲ノ治體ハ是レ聖主ガ恰當ノ人物ヲ容易ニ観鑒アラセ給フベキ好地所ヲ生ズル者ニシテ獨リ鑒識撰抜ノ勞ヲ免レ給フノミナラズ國家ヲシテ常ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルヲ得ベキナリ何トナレバスクテ撰用セラレタル人物ハ人民參政ノ地所ナル國議院ニ於テ過半數ヲ占有スルガ故ニ外ニハ則チ立法部ヲ左右スルノ權ヲ握リ又聖主ノ恩寵ヲ得テ政府ニ立チ自黨ノ人物ヲ顯要ノ地ニ配布スルガ故ニ内ニハ則チ行政ノ實權ヲ操ルヲ得ベシ

意見書は、三月十一日ころに提出されたと推測されるが、岩倉具視が提出の事実を有栖川に確認したのは三月三十日のことである。<sup>(10)</sup> 井上は、すでに清国から帰国していた。有栖川から岩倉に大隈の意見書が提示されたのは、五月下旬から六月上旬にかけてである。岩倉は、六月上旬には井上に大隈の意見書をしめし、意見をもとめる。井上は、六月十四日付で岩倉に書翰をおくり、以下のように持論を展開する。<sup>(11)</sup>

（前略）歐洲各國殊ニ獨乙國ノ如キハ、決テ英國ノ如キ十分之權力ヲ議院ニ與ヘ、立法之權而已ナラス、併テ行政之權ヲモ付與スルニ至ラス、彼レ秘書ノ如キハ、其主義全ク英國ニ依リ、改革セントスルモノニシテ、一麁シテ歐州各國之上ニ凌駕セント欲ス、此事實ニ容易ナラサル儀ト存候ヘバ、仰キ願クハ、相公閣下數日之日

月ヲ費サレ、常務ノ煩ヲ退ケラレ、専ラ此事ニ係ル書類ヲ聚メ、參伍研窮之力ヲ盡サセラレ、然ル後ニ一定ノ良獻ヲ被建度奉存候

自由民権運動は、明治十三年には広範な国民的運動へと拡大し、三月の愛国社第四回大会には、もともと加盟していた各結社のほかに全国有志が多数参加し、国会期成同盟を発足させる。十一月にひらかれた国会期成同盟大会は、各地で憲法案を作成し、一年後にもちよることを決議する。この動きは、国民が主導権をとり、あらたな国家体制を構想し、憲法を制定しようとするものである。明治十四年になると、これらの私擬憲法があいついで起草・発表される。民権運動は、国会開設をもはや不可避の問題として政府を追いつめる。

井上は、「十分之權力ヲ議院ニ與ヘ、立法之權而已ナラス、併テ行政之權ヲモ付與スル」イギリスの議院内閣制を導入することに否定的であるという点、「一麿シテ歐州各國之上ニ凌駕セント」するような急進主義に否定的であるという点で岩倉と共に通の認識をいだいていた。井上は、大隈がみずからが提出した「秘書」、すなわち意見書にもとづいて、すみやかに憲法を制定し、国会を早期に開設するだけでなく、イギリスをモデルとする議院内閣制を導入するよう主張したことに衝撃をおぼえ、それを「實ニ容易ナラサル儀」と慨嘆する。政府内の、しかも政府の中権を占める大隈が、福沢諭吉ら三田派と氣脈をつうじ、澎湃とわきあがる民権運動の激流のなかに合流しようとしている、と断じざるをえない。

井上は、「相公閣下」、すなわち右大臣岩倉にたいして、すべての日常的な執務を停止し、早急に「良獻」をたてるよう進言する。「良獻」とは、「獨乙國ノ如キ」立憲君主制をモデルとして漸進的に立憲制に移行するための策をさす。井上は、前年三月、井上馨に「國憲設立、國會開設之一問題」についてはプロイセンをモデルとすべきであると進言している。<sup>(12)</sup>井上が、岩倉にたいして、緊迫した情況のなかで、これほど明確にイギリスの議院内閣制を否定し、ドイ

ツの立憲君主制をモデルとするよう主張したのは、相応の心算があつたからである。

井上は、憲法の腹案をあたためながら、すでに、その起草にむけて周到に準備をすすめていた。大隈が国会開設意見書を提出した三月に、まず太政官法制部は「外務省雇獨逸人ルツセール氏ヲ今般太政官へ兼務相成候ニ付條約書ノ儀ハ從前外務省へ雇使候條約ヲ其儘活用シ別紙草案ノ通添條約御取結相成可然哉仰高裁候也」と、外務省法律顧問レースラー（Karl Friedrich Hermann Roesler）を兼雇したいと願いである。別紙の「命令書案」によれば、職務は「法律草案ノ取調ヲ為シ并ニ法律會議ニ參シ其他各部局ノ顧問ヲ受ケ其辨明ヲ為ス」ことであり、「手當トシテ毎月日本通貨百圓」を給付される。契約書案を添付した上申は、三月二十三日付で回議に付され、諸参議の合意をえる。<sup>(13)</sup> 同じ三月、太政官法制部主管の山田顯義は「今般同氏（レースラー）ニ商法起草為致度ニ付手當トシテ毎月通貨百圓宛本部定額外ニ於テ被下候様致シ度此段上請候也」と上申し<sup>(14)</sup>、レースラーに商法起草を委嘱する。

いざれも、太政官法制部の名義での伺もしくは上申であるが、レースラーを兼雇したいと発議したのは、法制部主事として実務を統括する大書記官の井上にほかならない。六月になると、井上は大隈が主唱するイギリスの議院内閣制と対決するための理論的根拠をもとめ、レースラーに疑義をただす。まず、「英國ノ暭ニ国王ハ國ヲ統ヘテ國ヲ治メズト此語普國ニ於テモ亦適當スルヤ」とたずねる。レースラーは、六月十七日付で、プロイセンでは「國王自ラ隨意ニ内閣ヲ組織シ執政ノ意見ニ對シテ其判定及ヒ命令ヲ下シ政治ノ實權ヲ有スル」として、プロイセンにおいては国王が統治権を掌握するところである。

井上は、ついで、「李國ニテ首相ノ制アルニ拘ラズ各執政ハ連帶ノ責任ヲ有セズ國王ハ縷々議院ニ於テ少數ナル黨派ノ執政ヲ保持スルヲ得、建國法ニ於テ曾テ如此ノ執政ヲ退クルヲ言明セズ、此レ李國ノ英國ト同カラザル所ナリ、知ラズ李國ハ代議政体ヲ用キナガラ何ノ故ニ英國ノ連帶責任ノ法ニ倣ハザル請フ其得失ノ説明ヲ与ヘラレヨ」と

ただす。レースラーは、「李國ニ於テハ往昔ハ國王は兵力ヲ以テ其威權ヲ維持し特ニ武將タリシノミナラズ亦夕親ラ政治ヲ專施シタリ」とプロイセン建国の沿革を述べたうえで、「李國ニ於テハ執政ハ國王ノ代理人ニシテ官吏ハ國王ノ選任スル所ナリ國王ニノミ對シテ責任アル者トス故ニ執政ハ國會ニ向テ責任ナキ者ナリ」と断言する。さらに、「若シ新出ノ歲計豫算ニ就テ政府ト國會ト協同セサル代ハ前年ノ豫算ヲシテ其効ヲ有セシムベシ」として、國会が予算不承認の権限をもたないことをつけくわえる。

井上は、憲法の起草にあたつて、もつとも根本的な問題について熟考をかさねていたが、レースラーの答議に光明をみいだし、六月中に、「欽定憲法考」、「意見第一」、「意見第二」、「意見第三」、「各國執政責任考」、「憲法綱領」などをあいついで起草し、岩倉に提出する。実際、「ロエスレルの教示なかりせば井上はあのような意見書を作成することは全くできなかつたであろう」。<sup>(17)</sup> 翻訳や通訳にあたる山脇玄、荒川邦蔵など、かつてのドイツ留学生の存在もみのがせない。井上は、太政官権大書記官を兼任する陸軍中佐の桂太郎について、「普魯西之憲法ニ熱心之人」とみている。<sup>(18)</sup> 以後、レースラーを「学師」として憲法調査をすすめる。<sup>(19)</sup>

## 二十月政変

内務卿伊藤博文は、六月二十七日に三条に依頼し、大隈の意見書を借覧し、ようやく大隈の建議の内容を知る。七月一日には、三条に書翰をおくり、諸参議に意見をもとめるだけで、「根本御確定の廟議無之」ことを論難する。さらに、「大隈の建白は、恐らくは其出處同誌一己の考案には有之間布様狐疑仕候」<sup>(20)</sup>と指摘し、大隈と福沢諭吉のむすびつきを懸念する。伊藤は、翌二日、岩倉具視にあて書翰をおくり、辞意を表明する。

大隈此節の建白熟讀仕候處、實に意外の急進論にて、とても魯鈍の博文輩驥尾に隋從候事は出來不申、且亦現

今將來の大勢を觀察仕候主眼も、甚相違仕候。讀歴史歐洲の沿革變故の迹を想像するも、博文が管見にては、彼建白に載する所の如く、成績を容易に被得候ものとは不存候。到底如斯に大體の眼目背馳候上は、實に遺憾且恐縮の至に御座候へ共、當官御放免を奉願候<sup>(21)</sup>

同日、井上は、伊藤に書翰をおくり、「憲法取調の大事を自ら御負擔有之度候」と、みずから憲法起草にあたるよう進言する<sup>(22)</sup>。さらに、「若し明公に於て今日趙超浚巡せられ、大業起手、他人の掌中に落ち候様の事有之候はゞ、小生輩實に頼む所なし、先日來宿痾の爲めに惱まされ、世用に通せず、旁々官を辭して熊本の一人民となり、朋輩と共に團結し、報國の微志を表明するの心得に御座候」と述べ、伊藤の決断をうながすとともに、伊藤のもとで知謀として憲法起草の大任にたずさわりたいという決意をしめす。

七月五日、参朝した伊藤は「此ノ建白ヲ見ルニ、諸省卿ヨリ君側ノ官道民撰ニ任ズトノ組織ナレバ、全ク君權ヲ人民ニ抛棄スルノ精神ナリ」と大隈を非難し、「今日君擔當シテ天下ノ事ヲ任せヨ、僕ハ與ル事能ハズ」と感情をあらわにする。さらに、「君ハ參議ノ重職、然ルニ、福澤如キ者ノ代理ヲ勤ムル、尤モ可笑」と民間の民權運動とのかかわりを指摘する。伊藤は、「福澤ノ私見國憲」が「君ノ建白」と同じ内容であることを知っていた。福澤諭吉、小幡篤次郎、矢野文雄などの慶應義塾関係者が結成した交詢社は、同年四月に私擬憲法（交詢社憲法案）を発表する。昨年の「國會請願ノ徒」は、「皆憲法考究」へと一変するが、「其憲法考究ハ即チ福澤ノ私擬憲法ヲ根ニイタシ候外無之」というほどに影響力をもつ。このまま放置すれば、「福澤ノ交詢社ハ、即チ今日全國ノ多數ヲ牢絡シ、政黨ヲ約束スリ最大ノ器械ニ有之、其勢力ハ無形ノ間ニ行ハレ、冥々ノ中二人ノ脳漿ヲ泡釀セシム、其主唱者ハ十萬ノ精兵ヲ引テ無人ノ野ニ行クニ均シ」という情況にある。

井上は、七月十二日、伊藤に書翰をおくり、緊迫した状況認識をしめし、「英國風ノ無名有實ノ民主政」を採用す

るか、「普魯西風ノ君主政」を維持するか決断をせまる。その真意は、「英國風ノ無名有實ノ民主政ヲ排斥シテ、魯西風ノ君主政ヲ維持スルノ庶筈ナラハ、八年ノ聖詔ヲ實行シ、政府主義ノ憲法ヲ設ケテ以テ横流中ノ壘壁ヲ固クシ、人心ノ標準ヲ示ス事、一日モ緩クスベカラザル歟」というところにある。一日も早くというのは、「英國風ノ憲法論」が「深ク人心ニ固結スル」まえに、しかも、「地方ノ士族中、王室維持ノ思想、猶其餘瀝ヲ存スルモノ」が「過半」<sup>(24)</sup>を占めるまえに、という意味である。

同日、伊藤は返書をおくり、「御指示之兩案ハ、小生ニおゐてハ心中ニ斷定シ、多言ヲ不俟事ニ御座候」と回答し、「普魯西風ノ憲法」を採択する決意をしめす。その起草時期については、「徐ニ諸公と熟議廟算を定メサルヲ不得事ニ御座候<sup>(25)</sup>」と慎重にならざるをえない。それは、「北地御巡幸ニ際シ又大臣之内不在等ニ而急ニ事ヲ纏メ候事ハ到底出來申間布、いつれにしても時日を要する」だからである。いわゆる秘奏事件の張本人である大隈が、依然、参議にとどまるかぎり、意見を調整することはできない。

井上は、伊藤のあまりにも慎重な姿勢に不満をいだき、裏面工作に着手する。まず、薩摩藩閥の重鎮である松方正義にはたらきかける。その結果、「憲法取調方之儀に就てハ、篤与伊藤氏へ熟談仕候處、無異存談決致し」、「黒田・西郷之面とも、伊藤同席ニ而快く同意相成候」ことになる。松方は、伊藤が憲法取調を受諾したために、天皇が巡幸の旅にでかける七月三十日までに三条に面会し、「今般直ニ憲法内密取調之事、伊藤參議御下命相成可然者無之や」と憲法起草の任を伊藤にゆだねるよう上申する。<sup>(26)</sup>三条は、これに同意する。

井上は、七月中旬には伊藤の命により京都に岩倉をたずねたのち、安芸宮島におもむき、同月二十七日に静養中の井上馨に面談する。井上馨は、井上毅の要請をいれ、伊藤宛の書翰をたくす。井上馨は、「今日如斯形勢に差迫りたれは、不得止場合故早く独乙の憲法に習ひ其法制を細密にし」、「老兄事は法制部を全任し其事を担荷被成候方当今策

の得たる者と奉存候」と、伊藤にドイツの憲法にならつて早急に憲法を起草するよう進言する。<sup>(27)</sup> 伊藤は、井上馨に返書をおくり、「若シ然ル時ハ小子一身皇室城壁ト爲リ表面ニ当リ犠牲ト相成候迄之事と覺悟仕居候」とつたえる。<sup>(28)</sup> 間接的な表現ながら、最悪の事態の覚悟をしめしながら、みずから憲法取調にあたり、天皇の大権を確立する決意をしめす。

開拓使官有物払下事件は、なおも慎重な姿勢をくずさない伊藤に決断をせまる。明治十四年に開拓使を廃し、県をおくという計画にしたがい、開拓使長官黒田清隆は巨額の資金を投入してきた開拓使の官有財産を民間に払い下げたいと太政官にうかがう。問題は、払い下げ先が薩摩派の政商五代友厚らの関西貿易商会であり、しかも無利息三十年賦三十八万円という不当な安値である点である。伺は、東北への発輦の日である七月三十日に聽許される。この払下げが民間にもれると、藩閥政府攻撃の世論はたかまり、民權運動はいつそう熾烈になる。

病氣療養中の岩倉を京都に訪ねた井上馨は、帰京後の九月はじめに伊藤、山県有朋、山田顕義、西郷従道の薩長参議と協議する。そのさい、密奏事件後の動静については、「大隈參議ハ河野農商務卿ト相共ニ討議シ黨與ヲ樹立シ内閣ノ組織ヲ變更シ其建議ノ如ク來十六年ヲ以テ國會ヲ開設センコトヲ企畫シ在野ノ民權論者ト始終其聯絡ヲ通シテ事ヲ謀ル」という動きが確認される。開拓使官有物払下事件については、「大隈黨與ノ富豪力金若干萬圓ヲ各新聞社及各政談者流ニ投與シ官有物件ノ處分ヲ以テ非理ナリト痛論シテ政府ヲ攻撃セシムルニ」<sup>(29)</sup> その発端があるということで口裏をあわせることになる。

もはや「到底大隈氏と一和ハ難整必内閣破裂之場合ニ切迫致候」という認識で一致し、「還幸之後」の「一大變動」について協議する。<sup>(30)</sup> 薩長参議は、大隈を排斥し、イギリスの議院内閣制ではなく、プロイセン欽定憲法をモデルとした憲法にもとづく立憲制を採用することを決断する。

長州藩閥の山田顕義は、九月十八日、京都の岩倉をたずね、東京における謀議の結果をつたえたうえで、「大隈參議ノ意見ヲ採用セラル、」ばあいには、「大隈參議ヲ免黜シ其黨與ノ官吏ハ一切排除セラレン」とせまる。「内閣各員ノ意見ヲ採用セラル、」と承諾するが、「大隈參議免黜ノ一事ニ至テハ即答スル能ハス」と述べ、大隈の罷免については明確な回答をこぼむ。<sup>(31)</sup>早期帰京の要請にたいしては、「十月車駕還幸ノ即チ十日マテヲ期シテ東歸セン」とこたえ、十月政変にむけて決意をあらたにする。

井上毅は、開拓使官有物払下事件については沈黙をまもつてきたが、九月二十三日、伊藤に書翰をおくり、「此件（開拓使一件）ノ争フ所ハ財利ノ事ナリ政府ハ政体上ニ於テハ將ニ徹頭徹尾一步ヲ譲ラザラントス然ルニ財利上ニノ争点ヲ増スハ得策ニ非ス」と、はじめてこの事件に言及する。<sup>(32)</sup>さらに、「今日ニ至リ成命ヲ改ムルハ政府ノ弱ヲ示スニ似タリト云ドモ還幸ノ日ヲ待テ主任ノ長官ヨリ事情ヲ奏上アリテ 聖意ヲ以テ改正被仰出ナハ一層 君徳ノ仁聖ナルヲ表示シ今度ノ大政ニ十分ナル勢力ヲ与フルニ足ラン」と、開拓使官有物払下を中止するよう進言する。翌日、伊藤は返書をおくり、「開拓云々ハ貴論之通之手順ニ過日來畧内決罷在候ニ付、決而御懸念被下間布候」と回答する。<sup>(33)</sup>

十月一日、海軍卿川村純義が京都に岩倉をたずね、「憲法編制ニ從事シ國會開設ノ期ヲ預定スルハ日下ノ急務タリ之ヲ決行セント欲スルニハ閣下ノ力ヲ借ルニ非ラサレハ到底爲ス能ハス願クハ閣下至急ニ迅鯨艦ヲ以テ純義ト共ニ東歸センコトヲ」と懇請する。岩倉は、「疾病未タ平癒セサルト雖當ニ東歸シ以テ微力ヲ輸スヘシ」とこたえる。さらに、「官有物件ノ處分ニ於テハ政府即ニ許可ノ内命ヲ傳フルノ後タルヲ以テ今マ遽ニ之ヲ撤銷スルハ政府ノ威信ニ關係シテ善ナラス卿ハ宜く西郷大山ト同郷ノ交情ヲ以テ黒田ヲ懇諭シ黒田ヨリ前日ノ申請ヲ撤回セシムルコトニ努ムヘシ」と命じる。<sup>(34)</sup>

岩倉は、川村とともに迅鯨艦にのり、十月六日に帰京する。翌七日、伊藤は岩倉をたずね、「國會準備ノ勅諭案内閣元老院及參議院章程案ヲ示シテ速ニ閣議ニ附セラレンコト請フ」。同時に、「參議大隈重信力近日行爲ノ詳ヲ陳ヘテ其免黜ヲ要ム」。伊藤といれかわりにおとずれた西郷が伊藤と同様の意見を述べると、岩倉は「重信ノ免黜ヲ奏請セント」決意する。<sup>(35)</sup> 「國會準備ノ勅諭案」は、もともと井上が起草したものであり、それを伊藤が加筆修正したものである。<sup>(36)</sup> 「内閣元老院及參議院章程案」も、井上が起草したものである。<sup>(37)</sup>

井上は、岩倉から伊藤が持参した勅諭案について意見をもとめられる。井上は、同日、岩倉に書翰をおくる。<sup>(38)</sup> この書翰から、起草者である井上の意図を窺い知ることができる。井上は、「此ノ人心動搖ノ際、此勅諭アルニアラサレハ」、「人心ノ多數ヲ政府ニ牢絡スルコト無覺束」と考え、勅諭にふたつの役割を期待する。ひとつは、「縱令急進黨ヲ鎮定セシム」「能ハストモ、優ニ中立黨ヲ順服セシムヘシ、全國ノ士族猶中立黨多シ、今此舉アラサレハ彼等モ變シテ急進黨トナル」「疑ナシ」、すなわち中立派のひきとめ策である。もうひとつは、「此勅言ニ因テ、政黨ヲ判然セシメ、反對黨ハ明カニ抗抵ヲ顯スニ至ルベシ」、すなわち急進派を峻別する役割である。

翌八日、井上はふたたび岩倉に書翰をおくる。<sup>(39)</sup> 「福澤ハ盛ニ急進論ヲ唱ヘ、其黨派ハ三四千ニ滿チ、廣ク全國ニ漫遊シ、已ニ鹿兒島内部ニモ及ヒ、其他各地方此二三十日來結合奮起之勢ニテ此儘打過候ハ、事變不測ト相見候」という切迫した情勢をしめしたうえで、「若シ、還幸後、早々聖旨ヲ以テ人心ノ方向ヲ公示セラレズ候ハ、一度彼レヨリ先鞭ヲ着ケラレ候ニ至リ、憲法モ徒ニ空文ニ歸シ、百年之大事ヲ誤リ、善後之策ナキニ至候ハ、必然ト奉存候」と、早急に決断するようもとめる。同日、伊藤も岩倉に書翰をおくり、国会開設の時期について、「明治二十三年に御治定有之候はゞ、緩急其宜に適すべき歟と奉存候」と明言する。

十月十一日、天皇が還幸し、同夜、三大臣と諸参議が列席し、御前会議がひらかれる。巡幸に供奉した大隈と大木

喬任の両参議は欠席する。まず、寺島宗則、山県有朋、伊藤博文、黒田清隆、西郷従道、井上馨、山田顕義の薩長六参議が連署した立憲政体に関する奏議が提出される。この奏議も、井上毅が起草し、伊藤が加筆修正したものである。

奏議は、まず「國會開設ノ期ヲ豫定シ舉行ノ順序ヲ措畫シ以テ大政ノ嚮フ所ヲ公示シ人民ヲシテ廟謨ノ畫一ナルヲ知ラシムヘシ」と、国会開設の時期を明示し、「大政ノ嚮フ所」、すなわち「普魯西風ノ君主政」を採択することを公示すべきであるとする。<sup>(41)</sup>さらに、「今民間政談ヲ爲ス者ノヲ視ルニ好テ歐米詭激ノ說ヲ主張シ國體ノ何タルヲ顧ミサル者往々之レ有リ臣等實ニ之ヲ危ム」として、「竊ニ願クハ憲法ノ成各國ノ長ヲ採酌スルモ而モ我國體ノ美ヲ失ハス廣ク民議ヲ興シ公ニ衆思ヲ集ムルモ而モ我皇室ノ大權ヲ墜サス乾網ヲ總攬シ有極ヲ建立シ以テ萬世不拔ノ基ヲ垂レンコトヲ」と請願する。憲法の起草にさいしては、「各國ノ長」を斟酌しながらも、あくまでも「我國體ノ美」を尊重し、「民議」をひらき、「衆思」をあつめるとしても、「我皇室ノ大權」を失墜させないようにしなければならない。奏議の基調には、「建國ノ本名源流ヲ殊ニス彼ヲ以テ此レニ移スヘカラス」、すなわち「獨逸人などですら英之政體は善なれ共自然に成立しもの故俄然と獨逸などにても同様にいたし難く」といった木戸孝允以来の思想が脈うつている。奏議は、同時に日本の国体を顧慮することなく、「歐米詭激ノ說」を直輸入しようという民権思想を否定する。

奏議の後段は、「立憲君治ノ國其ノ以テ趾ヲ鞏固ニスル所」として、第一に「元老院ノ設貴族老成ノ組織スル所タリ」、第二に「陸海軍ハ帝王ノ親ラ統帥スル所タリ」の二点があげる。元老院は、「下院ト並ヒ立チ其平衡ヲ持シ急變激進ノ弊ヲ防キ永遠憲法ノ保障王室ノ輔翼タラントスル」ものである。木戸は、かつてドイツ貴族が「皇帝の藩(43)」であるよう、華族を天皇の藩屏として位置づけようと考えていた。陸海軍については、「天子ハ兵馬ノ元帥ニシテ軍人ハ王室ノ爪牙ナリ」とする。そうした前提のうえで、軍人には「純ラ國ヲ愛シ君ニ忠ナルノ義」がもとめられ、「黨ヲ結ヒ政ヲ談スルノ權」は否定される。「今宜ク其紀律ヲ制シ陛下又親ク之ヲ鼓舞振作シ其義方ヲ示シ其レヲシテ軍人

ヘテ習風ヲ成シ以テ永ク國家ノ干城タラシム」という予告どおり、翌十五年一月には軍人勅諭が発布される。

奏議は、同夜、そのまま勅裁をえ、大隈の罷免と開拓使官有物私下処分の撤回についても裁決される。翌十二日、「將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕力初志ヲ成サントス」という詔勅がくだされる。<sup>(44)</sup> 大隈は、同日、伊藤や西郷のすすめにより辞表を提出し、免官となる。その後、「私議ヲ逞クシ急ニ争ヒ躁ヲ競ヒ以テ事變ヲ煽動スルカ如キ」ものを「王化ヲ阻シ國安ヲ害スル者」として処断するという勅諭が明示する彈圧策にそつて、農商務卿河野敏謙、駅逓總裁前島密、太政官大書記官矢野文雄、統計院一等調査官小野梓なども罷免され、大隈派は政府内部から一掃される。

十月二十一日、太政官職制が改正され、参議兼大蔵卿として発言力をもつ大隈重信の勢力をそぐために導入された内閣と諸省の分離制<sup>(45)</sup>が廃止され、ふたたび参議は諸省の卿を兼任することになる。法制、会計、軍事、内務、司法、外務の六部が廃止され、その事務の多くは太政官に設置された参事院にうつされる。参事院は、「太政官ニ屬シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ參預スルノ所」、具体的には「内閣ノ命ニ因リ法律規則案ヲ起草シ」、「各省ヨリ上稟スル所ノ法律規則案ヲ審査シ時宜ニ依リ意見書ヲ具ヘ或ハ修正ヲ加ヘ」、内閣に上申する。さらに、「元老院ニ於テ議決スル所ノ法案ヲ審査シ時宜ニ依リ意見書ヲ具ヘテ内閣ノ命ヲ請ヒ元老院ノ再議ヲ求ムル」<sup>(46)</sup> こともできる。

伊藤が参事院議長に就任し、井上は参事院議官を命じられる。大隈派が政府内部から一掃されたことにより、薩長の藩閥体制は強固なものとなる。強固な基盤のうえで、井上は、憲法起草の牙城として生まれた参事院において、議長の伊藤とともに憲法調査にあたることになる。しかも、みずから温めてきたプロイセンの欽定憲法をモデルとした立憲制を創出する場において主導的役割を演じることができる。

### 三 人心教導策

井上は、政変後、「十四年進大臣」<sup>(47)</sup>ならびに「十四年機密文書」<sup>(48)</sup>という意見書をしたためる。ふたつの意見書からは、井上がプロイセン欽定憲法をモデルとした憲法を起草する決意をしたころから練りあげてきた明治憲法体制における国家像を窺い知ることができる。

「十四年進大臣」は太政大臣、左右大臣にあてたものであり、明治十四年十一月七日付で、「参事院議官井上毅」の署名がある。井上は、意見具申するさいには、つねに、現状を分析したうえで、しかるべき対応策を講じない場合に生じることが予測される最悪の事態をしめしたうえで、対応策を提示するという手法をとる。現状は、「府下ノ人心、稍ヤ靜帖ニ就キ、火ノ水ヲ得ルカ如シ」であるが、「全國ノ大勢」は「不平ノ氣、轉タ一層ノ激迫ヲ加ヘ「烟焰抑鬱シテ」蒸氣ノ壓搾スル」状況にある。「今ニシテ、速ニ之カ所ヲ爲サレハ」、すなわちしかるべき対応策を講じなければ、「過激論者ノ先制スル所トナリ、國民ノ多數ハ、既ニ佗人ノ手ニ落チ」、挽回できなくなる。

「今日ノ謀コト」、すなわちもつとも適切な対応策は、「政令」ではなく、「風動」である。たとえば、「福澤諭吉ノ著書」は「天下ノ少年」の「腦漿ニ感シ、肺腑ニ浸」し、「英國政体論」へと駆りたてる。父兄が制したとしても、まして「布告號令」を発布したとしても、なんらは効力をもたない。「天下ノ人」が「方嚮ニ迷錯シ」たばあい、「觀感シテ則ヲ取ル所ノ者」を探したとしても、自由民権思想を鼓吹する「新聞ノ社説」や「一二著譯ノ書」しかない。「政府ノ爲ニ謀ルノ道」は、「人心ヲ牢絡スルノ計」をたて、自由民権思想にたぐりよせられた民意、「人心」をとりもどすしかない。

井上は、目的を達成するために、誘導策、懐柔策、教導策、強権策といったさまざまな方策を駆使する。ここでは、「人心ヲ統攬制御スル」ための五つの具体的な教導策をあげる。

図一 「十四年進大臣」表紙



図二 「十四年機密文書」表紙



第一の「都鄙ノ新聞ヲ誘導ス」は、「官報新聞」の発行を提案したものである。政府は、明治八年六月に新聞紙条例を公布し、翌年七月に「国安妨害」（のちの「安寧紊乱」）、明治十三年十月には「風俗壞乱」の記事を掲載した新聞雑誌の発行を禁止・停止できる行政処分の権限を内務卿に付与する規定が追加される。以後、この内務卿権限が政府の言論取締りの中心的な武器として威力を發揮する。

しかし、布告や達書などを記載し、行政広報紙の役割をになっていた『太政官日誌』は、明治十年一月に廃刊となり、政府は国民に諸政策を宣伝する手段をもたない。「政府ノ主義」を維持するためには、「西洋各國」の先例にならない、「機會切迫ノ時」ではなく、「平和ノ日」に「官報新聞」を刊行すべきである。「官報新聞」は、政府が任命した社長のもとで、政府公報として「公正ナル方法」を提示する。「法律命令ノ公布并官省ノ公告」は、「官報新聞」に記載したものが原典となる。「傍聴ヲ許ス所ノ中央議會ノ議事」については、「官報新聞」が翌日に記載し、「佗ノ新聞」はそれを「寫スノ外、記載スルコトヲ許サズ」。「官報新聞」は、民間の新聞を「誘導」する役割をになう。

井上は、おそらくは「十四年進大臣」を提出したのち、「官報新聞之件」と題する意見書<sup>(49)</sup>を作成する。明治十五年三月、参事院議長山県有朋が官報刊行について建議したのは、井上の提言によるのであろう。明治十六年四月には、明治十四年の政変後の政党運動の展開に対応し、言論取締りの強化をめざし、新聞紙条例が全面的に改定され、いわゆる身代り新聞の禁止や行政処分権を府県知事にも付与する条項などが新設される。いっぽう、七月には官報が発行される。

第二の策は、「士族ノ方響ヲ結フ」である。廢藩置県以降、士族の特権は徐々に廃止され、明治六年一月の徵兵令や明治九年三月の廃刀令により士族の軍事独占的地位は失われる。また、明治六年以後の家禄奉還や秩禄処分、とりわけ明治九年の金禄公債証書発行条例により士族は経済的特権を奪われ、生活に窮する。中央政府の政策に不満をも

つ士族は、まず、明治七年一月に佐賀の乱をひきおこし、さらに、明治九年十月の神風連の乱を契機として西南各地であいついで反乱をおこす。

佐賀の乱、萩の乱、西南戦争は、いずれも中央政府において参議などの要職にあつたものが出身地に帰り、不平士族に祭り上げられ、武装蜂起したものである。政変により、いわゆる大隈派が下野したいま、「地方士族ヲ結フ」、すなわち地方士族の団結をはかり、志操をかたくしなければ、不平士族の再蜂起を未然にふせぐことはできない。そのために、「在官ノ人」のなかで「退イテ郷里ニ歸住シ」、「地方ノ爲ニ上下ノ情ヲ通スル」、すなわち地方のために中央とのパイプ役を演じたいというものには、それを許可し、「功勞アル人」には「養料」を与えるべきである。中央政府に在勤する「在官ノ士」は、同郷の退官者のなかで「方嚮純正ナル者」と「消息ヲ通シ」、万端について「誘掖スル」ことを許可すべきである。退官者には、いわゆる間諜の役割が期待される。

第三は、「中學并農業學校ヲ興「唱勵」ス」である。井上は、「士族ノ子弟ヲ驅テ、福澤ノ門ニ輻湊セシムルノノ原因」が、維新以来、文部省が「小學ノ普通教育」を重視し、「中學以上」の教育を軽視してきたことにあると指摘する。フランスのように、「小學」ではなく、「中學」に国庫補助制度を創設し、「毎年五十万圓ノ補助金」を計上し、「士族團聚ノ地方」、すなわち旧城下町のように士族人口の多い地域には「中學校并農學職工學」を設置する必要がある。

「中學以上」の学校は、「中學」と「農工學校」の二種類が想定される。第一に、「中學」については、基本的には「國文」と「漢文」を用いることにし、「洋務」については「翻譯書」を使用することを「學則」に定める。現在の「中學」規則では、「英學」が必修であるが、「洋風ニ模擬セル煩細ノ學則」を削除し、簡略化した「中學」を各地に設置すれば、「全國ノ士族子弟」が東京に參集し、「政談ノ淵叢タルノ弊」や「私學私塾ニ於テ一家ノ私言ヲ廣ムルノ

害」を除去することができる。「翻譯書」を使用するのは、「英學」をとおして自由主義思想が流入するのをふせぐためである。

井上は、明治八年に「士族處分意見<sup>(50)</sup>」を大久保・伊藤両参議に提出し、「士族學校ヲ起メ特ニ學制ヲ設ケ、專ラニ中學ト變則學トヲ以テ士族ノ子弟ヲ教育ス」と提言したことがある。佐賀の乱が勃発したのは、政府が士族にたいして「義務ヲ與ヘズ」、「職業ヲ勸導セズ」、「之ヲ敵視スル者」のように処遇したためである。しかし、「兵役」を解かれた「今日ノ士族」は、「自由職業」、すなわちヨーロッパ社会の重要な構成要素である「儒・師塾・師訟・師状・師ノ類」にすすむべき「文士」にほかならない。

「自由職業」は、「國ノ獨立ヲ持シ開化ヲ進ムル」役割をにない、「官民ノ間」において指導的な役割を演じなければならない。その役割をになうのは、士族をおいてほかにない。井上は、士族対策をたんなる困窮士族の救済や士族の不平・反抗の温床を断つための方策として位置づけただけではなく、士族を知識層として位置づけ、近代化政策の一端をになわせようとする。こうした考え方の基調には、「農商ト共ニ進ム氏ハ、百年ニノ以テ効シヲ見ルニ足ラズ、士族ト共ニ進ム氏ハ、五十年ニノ粗ホ速効ヲ見ン」という士族觀がある。

第二に、「士族處分意見」の「變則學」という曖昧な表現は、提言では「農工學校」または「職工農業學校」にかかる。「變則學」とは、もともと正則にたいする対置概念にすぎず、正則の不完全形態というほどの意味合いであつたが、いまや「理論ヲ略シ、學則ヲ簡ニシ」、「實業」を主体とした実業教育の役割を付与される。井上が士族に産業の指導者としての役割をになわせようとしていたことが窺われる。

井上が知識層である士族のための構想した「中學以上」の学校は、第一次伊藤内閣の文部大臣森有礼のもとで実施された国民教育制度の改革により複線化の傾向をつよめる。いっぽうは、高等教育へとつながる特権的なものであり、

他方は殖産興業政策を底辺からささえる大衆的なものである。井上は、明治二十七年に文部大臣に就任すると、おりから日本資本主義が興隆するなかで、「中學」とはかけ離れた実業教育制度の基礎をきずく。

第四策は、「漢學ヲ勧ム」である。近世以降、もともと外来思想である「漢學」、すなわち儒学が日本化され、「中愛恭順ノ道」を教える学問として定着する。しかし、「英佛ノ學」が導入されて以来、儒学は「將ニ廢レント」するだけでなく、「革命ノ精神」が芽生える。西欧近代をモデルとする近代化政策のもとでは、歐米の科学技術、すなわち「英佛ノ學」の移植を放棄することはできない。また、欧化主義にたいする反動として抬頭した基督教主義を放置することもできない。そこで、儒学を奨励し、洋学と「互ニ平衡ヲ持スル」必要がある。

天皇は、明治十一年に北陸道と東海道を巡幸し、学校現場において「農商ノ子弟」が「高尚ノ空論」に心を奪われるという「教學ノ其道ヲ得サルノ弊害」を目の当たりにする。還幸後、欧化主義の浸透にともない「專ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ」傾向が顕著になつたことを憂慮し、侍補元田永孚に「教學聖旨<sup>(51)</sup>」を起草させる。「教學聖旨」は、「仁義忠孝」を内容とする基督教道德を教育の中心に据え、「本」である「道德」を教授したうえで、「末」である「各科ノ學」の教育をおこなうべきであるとする。

反駁書の代草を要請された井上は、政府が推進する近代化策を擁護する立場から反論する。「弊端ノ原因」は、幕府の崩壊・明治新政府の誕生という「非常ノ変革」にともなう「風俗ノ變」にすぎず、「專ラ教育ノ失」ではない。「教育」は、「此弊端ヲ療スル為ニ間接ノ藥石」にすぎない。一時的な「末弊」への対応を急ぎ、「大政ノ前轍ヲ變更シ、更ニ舊時ノ陋習ヲ回護スルカ如キコトアラハ、甚々宏遠ノ計ニ非サルナリ」。すなわち、明治天皇が宣布した明治新政の五カ条の基本政策を撤回し、近世封建制へ回帰するようなことがあれば、遠大なはかりごととはいえない。

伊藤は、井上の草案を加筆修正し、天皇に提出するが、聖旨はくだされる。聖旨は、公教育への最初の介入であり、

この方針にもとづき、翌年十二月に教育令が改正され、「修身」が小学校の学科の筆頭に位置づけられる。さらに、明治十四年六月には小学校教員心得が公布され、德育が小学校教育の基本であることが強調される。聖旨は、封建教學を否定し、近代的教育理念にもとづく学制の方針はおおきく転換する。この提言は、やがて教育勅語へとつながる。第五策は、「獨乙學ヲ獎勵ス」である。ドイツ学を奨励するのは、ふたつの理由からである。ひとつは、ドイツが日本のモデルとなる立憲制を採用している点であり、もうひとつは漸進主義的な「氣風」をとりもどすための手段となるという点である。

まず、当時の文部省の制度では、「日耳曼語ヲ學フ者」は「醫科」に限定され、「法科文科」では「英佛語」が使用される。「英語ヲ學フ者」が「英風ヲ慕ヒ」、「佛語ヲ學フ者」が「佛政ヲ羨ム」のは自然のならいである。しかし、現在の「歐洲各國」の政体をみれば、「我國」に近似するのは「李國」である。たとえば、同じ立憲制という名称でありながら、「英國ニ於テ政府」は、「王室其中ニ在ラズ」、「李國」においては「政府ハ即チ王室ノ政府」である。

しかし、実際には東京大学総理加藤弘之の願い出により、すでに八月には文学部では英語とドイツ語を必修科目、理学部では英語とドイツ語を共通必修科目となり、フランス語は両学部とも「隨意科目」となる。しかも、同月には法学部においても「獨乙國諸大學ノ制」にならない改革がすすめられる。<sup>(53)</sup> 井上が東京大学における改革の動向を把握していなかつたとは思われない。井上は、はやい時期からドイツ学奨励策を腹案としてもつていたのではないだろうか。つぎに、「英佛ノ學」が導入されて以来、日本に「革命ノ精神」が芽生えたとすれば、急進的な「英風」、ひいては「英學」の「直往無前ノ勢」を鎮定しなければならない。「今天下人心ヲシテ、稍ヤ保守ノ氣風ヲ存セシメントセハ、專ラ李國ノ學ヲ勸奨シ」、数年後には「李國ノ學」が「文壇」、すなわち学術界の覇権を握らなければならない。「李國ノ學」を奨励するのは、それを普及することによつて漸進主義的な「氣風」をとりもどすことができると考えたため

である。井上が標榜するドイツ化政策は、プロイセン欽定憲法にならつた憲法や立憲君主制を台車とすれば、それを支える車輪として「李國ノ學」を位置づける。

「十四年機密文書」は日付がないが、参事院の野紙が使われているところから、井上が参事院議官に補せられた明治十四年十月二十一日以降に起草されたものであろう。「十四年機密文書」は、寡黙ながら明確にプロイセン欽定憲法をモデルとした立憲制を導入しなければならない理由を述べたものである。その意味では、十一月七日付の「十四年進大臣」の第五提言「獨乙學ヲ獎勵ス」の政治的意味を強調したものであり、同じころに作成されたものであろう。

井上は、まず、ヨーロッパにおける「立憲王政」の現状に言及する。ヨーロッパにおいては、一五〇年来、ルソー（Jean-Jacques Rousseau）の「民約論」（『社会契約論』*(Du contrat social)*）やモンテスキュー（Charles de Secondat, Baron de Montesquieu）の「三権分立論」（『法の精神』*(De l'esprit des lois)*）が人心をくむえ、革命を誘発し、以後、かれらの所論を「潤色」した「立憲王政」が「普通ノ公論」となる。「一般ノ政学家」も、かれらの所論にゐどり、「主權ハ君民ノ間ニ分ツ」という考え方を共有する。

それにたいして、ヒュルツェ（Hermann Schultze）、ブルンチュリ（Johann Caspar Bluntschli）らこつたドイツの「大儒」は、ルソーやモンテスキューの所論に相反するだけでなく、フランス、イタリア、ベルギー、イギリスなどの「王政黨ノ説」とも異なる「一種ノ正義」を唱える。かれらは、「一般ノ政学家」が「主權ハ君民ノ間ニ分ツ」と主張するのにたいして、「主權ハ専ラ君主ニ存ス」と主張する。「輓近ノ政学家」が「三権分立ノ説」を変更し、「立法行法二権」に分けたのにたいして、「主權歸一ノ論」を主張する。

ドイツ諸邦は、いわした主張にゐどり、「主權歸一ノ論」を憲法に明文化し、国王の「主權」を維持し、「實地ニ施行スル」。たとえば、バイエルン王国の憲法は「國王ハ國ノ首長タリ國王ハ最上政權ノ各般ノ權利ヲ總攬シ而シ

テ憲法ニ定ムル所ノ約束ニ從テ其權利ヲ施行ス」と明記する。ヴュルテンベルク王国の憲法も同様である。

シュルツエ、ブルンチュリといったドイツの政治学者の学説は、「實ニ我國ニ向テ暗ニ國体ヲ維持スル憲法ノ應援ヲナシタルモノ」にほかならず、「我國體ニ適シタル憲法」、すなわち「主權ハ專ラ君主ニ存ス」というドイツ諸邦の憲法にならつた憲法を起草し、不磨の大典とするための理論的根拠を提示する。そうした学説を援用することによつて、「現今盛ニ全國ニ行ハレ一時人心ヲ涵漸スル所ノ英國政体論ヲシテ漸々衰微シ終ニ勢力ナカラシメ」、「人心ヲ統攬制御スル」必要がある。

そこに、「獨逸ノ政治法律」に関する書籍を翻訳刊行する根拠がある。井上は、參事院に一局を設置し、「加藤弘蔵平田東助山脇玄等ノ日耳曼學者」や「現在商法ノ取調ニ從事スル所ノ日耳曼學者四五輩」を召集し、「別紙登載ノ書籍類」を翻訳させるよう提言する。「別紙登載ノ書籍類」、すなわち井上が翻訳あるいは重訳する必要があると判断した書籍のリストは、現存しないようだが、シュルツエ、ブルンチュリなどの著書が列記されていたことは想像にかたくない。こうした「正義者」の訳書を順次刊行することによつて、「世ノ政論ノ徒ヲシテ其資料ヲ是ニ取ルコトヲ得セシメン」という目的が達成される。すなわち、政治学に関する、福沢諭吉などのわずかばかりの訳著に洗脳された自由主義者に、思想的に依拠すべき「資料」を提供することができる。

太政官法制部においては、四月には、商法起草を委嘱されたレースラーのもとで、不平等条約の改正のための法制整備の一環として、商法編纂のための調査をはじめていた。ドイツ語につうじる荒川邦蔵や本尾敬三郎などがレースラーを補佐していた。井上は、「日耳曼學者」を総動員し、商法の取調を中断しても、翻訳の作業をすすめ、さらに、ドイツ人に英訳させたものや仏訳させたものを「重譯」することまで構想する。井上は、翻訳作業をそれほどまでに急務と考え、參事院にあらたに一局を設置しようとすると、それは「政府の外郭団体」であるドイツ学協会にという

構想は実現しない。

## おわりに

井上毅は、「明治八年以來岩倉、大久保二老之親任」をうけ、「十有餘年間」、「樞機之事務殆無不與」、すなわち樞機の事務にはほとんど関与し、しかも「軍國之大計に關する機密之文案十中七八」を起草する<sup>(54)</sup>。この時期は、大阪會議における合意にもとづき、立憲政体樹立の詔書がだされてから、明治十四年の政変をへて、憲法が制定公布されるまでの時期、つまり自由民権運動と明治憲法体制の成立の時期である。

岩倉使節の司法省理事官随員として明治六年にベルリンを訪問して以来、井上は「普魯西風ノ憲法」を研究し、その導入を画策する。しかし、「民選議院アラズシテ『コンスチチュシオン』獨リ成立スル物ニアラズ」<sup>(55)</sup>、すなわち憲法と民選議院が不可分の関係にあるという認識が井上をジレンマにおとしいれる。プロイセン欽定憲法を範とした憲法を制定しようとすれば、自由民権運動が要求するイギリスをモデルとする議院内閣制を導入しなければならない。

明治十四年三月、参議大隈重信が国会開設意見書を提出し、明治十六年の国会開設とイギリスの議院内閣制の採用をもとめる。それに連動して、民権派の私擬憲法があいついで発表される。井上は、まず、右大臣岩倉具視にたいしては、明確にイギリスの議院内閣制の導入を否定し、「獨乙國ノ如キ」立憲君主制へ漸進的に移行するよう上申する。さらに、内務卿伊藤博文には、みずからの進退をほのめかせながら、「英國風ノ無名有實ノ民主政」を採用するか、「普魯西風ノ君主政」を維持するか決断をせまる。

伊藤が「普魯西風ノ憲法」を採択する決意をしめしながらも、慎重な姿勢をくずさないのに業を煮やし、裏面工作に着手する。まず、薩摩藩閥の重鎮である松方正義や伊藤の盟友井上馨へのはたらきかけによつて、七月末までには、

薩長藩閥が結束し、伊藤に憲法取調を担当させることで合意する。太政大臣三条実美が同意し、薩長藩閥体制を主流派として認知する。さらに、薩長参議のあいだでは、九月はじめには大隈と和解することが困難であり、大隈排斥について協議がおこなわれる。

井上は、「我國体ニ適シタル憲法」体制の構築という課題を達成するために、懷柔策、誘導策、教導策、強権策といつたさまざまな方策を駆使する。敵対感情を剥ぎだしにする勢力にたいしては強権策をもいとわない。しかし、政変後、井上がもつとも有効な方策として重視したのは、人心の教導策や教化・教育である。急激な変革、すなわち法令などによる弾圧策や強権策ではなく、漸進的な変化を志向すれば、「教育」にたどりつかざるをえない。

「普魯西風ノ憲法」の導入を画策する過程において、さらに政府内の民権派を排除したのちにも、井上が相対峙しなければならないのは福沢諭吉などのわずかばかりの訳著に洗脳された自由主義者とその予備軍である。かれらにたいしては、「先ツ其腦漿ヲ涵化スル所ノ書籍教育ヲシテ時流ヲ去テ正義ニ歸セシムル」ことこそ、もつとも有効な策である。

「我國体ニ適シタル憲法」体制の構築という目的にむけて一心不乱につきすすむ井上は、敵対者の目には、「朋黨心に富み、猜忌心に強く、権力者の下に敵と鬭ふを好み」、「表面に出でず、外間に知られず、陰密に畫策して到らざる無し」と映じる。<sup>(56)</sup>しかし、井上が私利私欲のために朋党をくんだり、政治的偏向をいだくような人物であろうか。同郷の徳富蘇峰は、「彼は愛國者と云はんよりも、寧ろ憂國者と云ふの、更に精當適確なるを見る也」と評し、<sup>(57)</sup>國家の安危を憂い案ずる憂国の士とみる。お雇いドイツ人ベルツは、「まれに見る智能と、しかも——これは日本では限りなく貴いこと——だが——断然清廉な人格の持主である」と評する。<sup>(58)</sup>政治的偏向や私利私欲とはまったくかけ離れた井上像である。

註

- (1) 三宅雪嶺、『同時代史』第二巻、岩波書店、一九九〇年、一三八頁。
- (2) 井上毅傳記編纂委員會、『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、昭和四六年、三八頁。
- (3) 明治一三年一一月二二日付、井上毅傳記編纂委員會、『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、昭和五〇年、二〇二二一頁。
- (4) 「十三年進伊藤參議駁マイエット氏說」、国学院大学所蔵、『梧陰文庫』、A一五一二五。
- (5) 「憲法意見控」、明治九年夏、『井上毅伝』史料第一、昭和四四年、九二一九五頁。
- (5) 伊藤博文宛書翰、『井上毅伝』史料篇第四、昭和四八年、三八頁。
- (7) 『伊藤博文伝』中巻、一九二一〇一頁。
- (8) 「大隈重信奏議書」、『大隈重信関係文書』四、東京大学出版会、昭和四五年(昭和九年初版)、二三〇二四六頁。
- (9) 矢野文雄談、「大隈重信密奏事件」、平岡篤編、『伊藤博文秘録』、原書房、一九八二年(昭和四年初版)、二二六頁。
- (10) 稲田正次、『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、平成六年(昭和三五年初版)四五八頁。
- (11) 『井上毅傳』史料篇四、三三七三三八頁。
- (12) 「地方行政意見案地方行政ニ關スル意見」、『梧陰文庫』、A一五一二。
- (13) 「外務省雇獨逸人ルツセール太政官へ兼務ニ付添條約書ノ件」、国立公文書館所蔵、『公文録』太政官、明治十四年三月、文書第一三。
- (14) 「ルツセール商法起草從事中手當金給與方ノ件」、『公文録』太政官、明治十四年三月、文書第一四。
- (15) 「ロスレル氏答議一」、『梧陰文庫』、C一一六。
- (16) 同右。
- (17) 『明治憲法成立史』上巻、四六七頁。
- (18) 岩倉具視宛書翰、明治一四年六月二二日付、『井上毅傳』史料篇四、三三八三三九頁。
- (19) 清水伸、『明治憲法制定史』上、原書房、昭和四六年、二六一頁。
- (20) 春畠公追頌会編刊、『伊藤博文伝』中巻、昭和一五年、二〇七頁。

- (21) 同右書、二〇七～二〇八頁。
- (22) 伊藤博文宛書翰、『井上毅傳』史料篇第四、四五～四六頁。
- (23) 東京大学史料編纂所、『保古飛呂比 佐佐木高行日記』一〇、東京大学出版會、一九七八年、四三〇～四三一页。
- (24) 伊藤博文宛書翰、史料篇第四、四七～四八頁。
- (25) 「井上毅傳」史料篇第五、一二三頁。
- (26) 松方正義書翰、井上毅宛、明治一四年八月二日付、『井上毅傳』史料篇第五、一九三頁。
- (27) 明治一四年七月二七日付、伊藤博文関係文書研究会、『伊藤博文関係文書』一、昭和四八年、塙書房、一六四～一六五頁。
- (28) 明治一四年八月六日付、『明治憲法制定史』上卷、五〇六頁。
- (29) 「帝國議會開設ノ期限ニ付大臣參議協商ノ事」、多田好問編、『岩倉公實記』下卷、原書房、昭和四三年（明治三九年年初版）、七五四～七五五丁。
- (30) 三条実美書翰、岩倉具視宛、明治一四年九月六日付、『大隈重信関係文書』四、東京大学出版會、昭和四五年（昭和九年初版）、三七三～三七五頁。
- (31) 「帝國議會開設ノ期限ニ付大臣參議協商ノ事」、『岩倉公實記』下卷、七五五～七五六丁。
- (32) 井上毅書翰、伊藤博文宛、（明治一四年）九月二三日付、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (33) 「井上毅傳」史料篇第五、二五頁。
- (34) 「国会開設ノ勅諭案」、「梧陰文庫」、A一三七九。
- (35) 「帝國議會開設ノ期限ニ付大臣參議協商ノ事」、「岩倉公實記」下卷、七六一～七六二丁。
- (36) 同右、七六四～七六五丁。
- (37) 「内閣職制意見」、明治一四年九月二一日付、『井上毅傳』史料篇第一、二四三～二四五頁。
- (38) 「井上毅傳」史料篇第四、三四一～三四三頁。
- (39) 「井上毅傳」史料篇第四、三四三頁。
- (40) 「伊藤博文伝」中巻、二二四頁。
- (41) 「國會開設ノ期限ヲ定ムル勅諭ノ事」、「岩倉公實記」下巻、七七四～七七九丁。

- (42) 日本史籍協會、『木戸孝允文書』六、東京大學出版會、昭和六一年（昭和五年初版）、五三頁。
- (43) 坂根義久校注、『青木周藏自伝』、平凡社、一九七〇年、五四頁。
- (44) 「詔勅」、「法令全書」明治十四年。
- (45) 大久保利謙、『明治一四年の政変』、明治史料研究連絡会、『明治政権の確立過程』、御茶の水書房、一九五七年、四九頁。
- (46) 「參事院事務章程」、「法令全書」第一四卷、明治一四年。
- (47) 「梧陰文庫」A—三八六。「」内は、削除部分をしめす。
- (48) 「梧陰文庫」A—三七六。
- (49) 「梧陰文庫」B—一〇七四。「官報新聞之件」、「布告案」などが「官報件」と表書きされた封筒におさめられている。
- (50) 「梧陰文庫」A—四一七。
- (51) 春畠公追頌会、『伊藤博文伝』中巻、昭和一五年、一四七—一四八頁。
- (52) 「教育議」、「伊藤博文伝」中巻、一四九—一五四頁。
- (53) 「東京大学第二年報」起明治十四年九月止明治十五年十二月、東京大学史史料研究会、『東京大学年報』第二卷、東京大学出版会、一九九三年、一四四頁。
- (54) 明治二二年七月一七日付、徳大寺実則宛伊藤博文書翰、小松緑編、『伊藤公全集』第一巻、昭和出版社、昭和三年、五九—六〇頁。
- (55) 「憲法意見控」、明治九年夏、『井上毅伝』史料第一、昭和四四年、九二—九五頁。
- (56) 三宅雪嶺、『同時代史』第二巻、岩波書店、一九九〇年、二三八頁。
- (57) 「井上梧陰」、草野茂松・並木仙太郎編、『蘇峰文選』、民友社、大正四年、四八九頁。
- (58) トク・ベルツ編、『ベルツの日記』上、岩波書店、一九八一年、一六六頁。

※小論は、一九九九年度広島修道大学総合研究所調査研究費による研究成果の一部である。

## Zusammenfassung

### Kowashi Inouye als Direktor des Coups d'Etat im Oktober 1881

Jun Morikawa

Im März 1881 bringt der Staatsrat Shigenobu Ohkuma den Entwurf der Verfassung vor, und fordert die Einberufung des Parlaments im Jahre 1883 und die Einführung des englischen Parlamentarismus. Kowashi Inouye, der dem preussischen Monarchismus nach seinem kurzen Aufenthalt in Berlin im Mai 1873 angehangen hat, behauptet dem Vizekanzler Tomomi Iwakura, den preussischen Monarchismus stufenweise einzuführen. Er fordert Fürst Hirobumi Itoh, um entweder den preussischen Monarchismus oder das englischen Parlamentarismus zu wählen. Im Oktober wird die Sekte von Ohkuma, welche auf das "Mitregieren von Monarch und Volk" zielt, durch die Daimyats-Clique (hanbatsu) von Satsuma und Choshu aus der Regierung vertrieben. Die Aufgabe dieses Aufsatzes ist aufzuklären, welchen Plänen Kowashi Inouye vor dem Coup d'Etat geschmiedet hat.